

国指定史跡

こう ずけのくに にっ た ぐん ちょう あと
上野国新田郡庁跡

日本最大級の郡庁跡



平成20年7月28日指定

群馬県太田市教育委員会

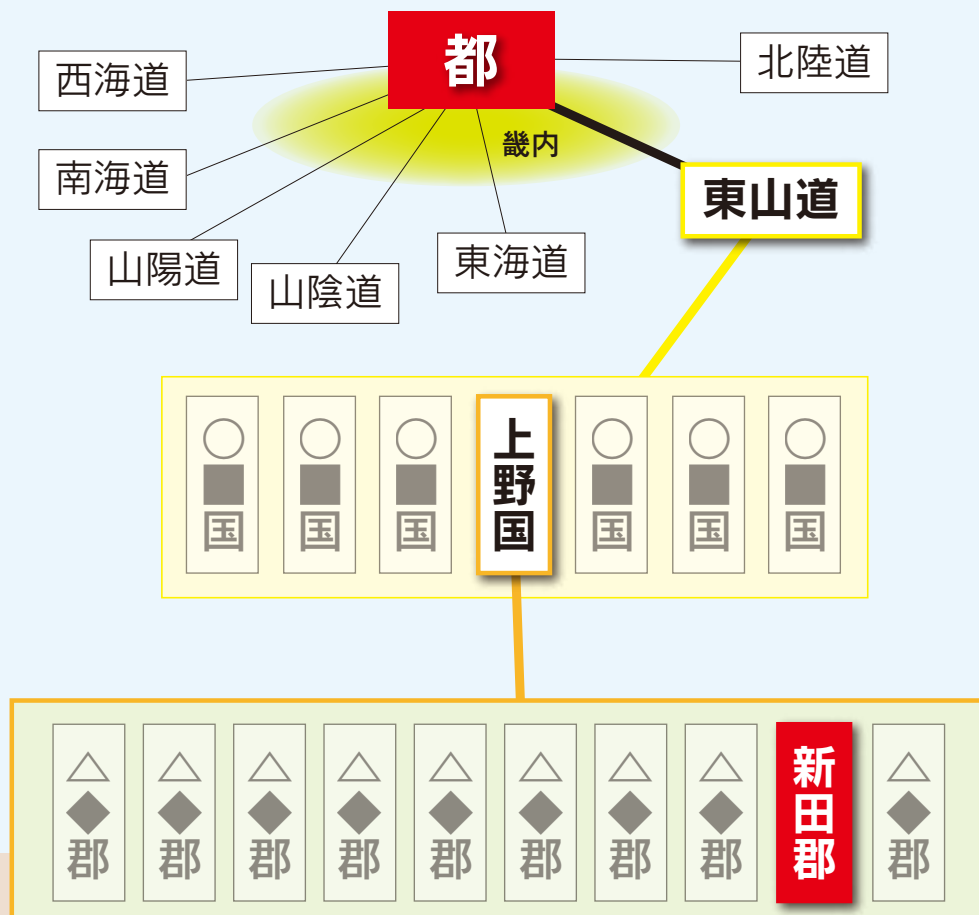
はじめに

新田郡衙(郡の役所)と考えられていた天良七堂遺跡の調査は、宅地の分譲計画をきっかけとして始められました。しかし、調査が進むにつれて大きな柱穴が直線上に並び出し、長大な建物跡が現れました。そこでこれらの重要性を明らかにするために地権者の方々にご協力をいただき、全面におよぶ確認調査を実施することができました。その結果、長さ約50mもの長大な建物が東・西・南・北に配置され、東西の建物間は約90mの規模で建てられていることがわかりました。これが新田郡庁出現の第一歩です。

古代の役所とは

大化の改新後、日本は中央集権国家の成立に向かって本格的に動き出しました。国内のすべての地域に対して支配を及ぼすために様々な役所を配置しました。中国の行政区分にならない全国を五畿七道に分けて、各地に「国」を造り、その下に郡(評)を置いて中央集権国家の基礎を造り上げました(下図参照)。

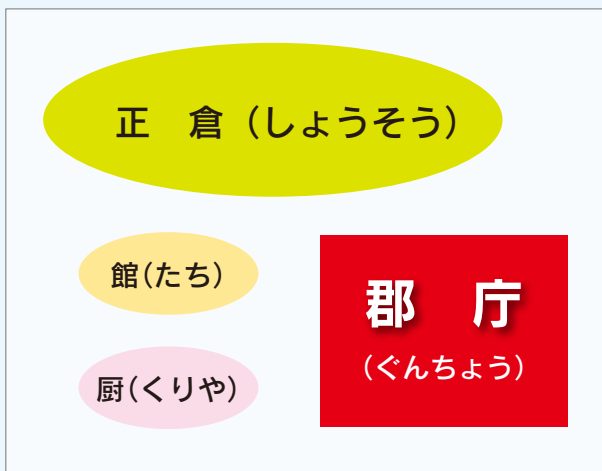
東山道の区域に区分された上野国(こうずけのくに)は現在の「群馬県」にあたり、「新田郡」は現在の太田市の西部を中心とした範囲でした。当時「郡」を治めていたのは「郡衙(ぐんが)」という役所で(今の市役所に相当)、確認された「郡庁(ぐんちょう)」はその役所の中で政務を行なう重要な機関でした。701年に制定された『大宝律令』によってこのような国家がほぼ完成しました。「新田郡庁」はこのような過程の中で造られてきたもので、奈良～平安時代にかけて使われていたと考えられています。





郡衙 (ぐんが) とは お米や特産物は、当時の貴重な財源でした

郡衙の構造



<用語ワンポイント>

郡衙 (ぐんが)

郡におかれた役所 (上野国は平安時代 14 郡あった) 「上野国交替実録帳」によれば、郡衙は以下の4つの建物郡からできている。

「正倉」(しょうそう)

そ せい 租税として徴収した米を ちやうしやう 保管する ほ かん 倉庫群

「郡庁」(ぐんちょう)

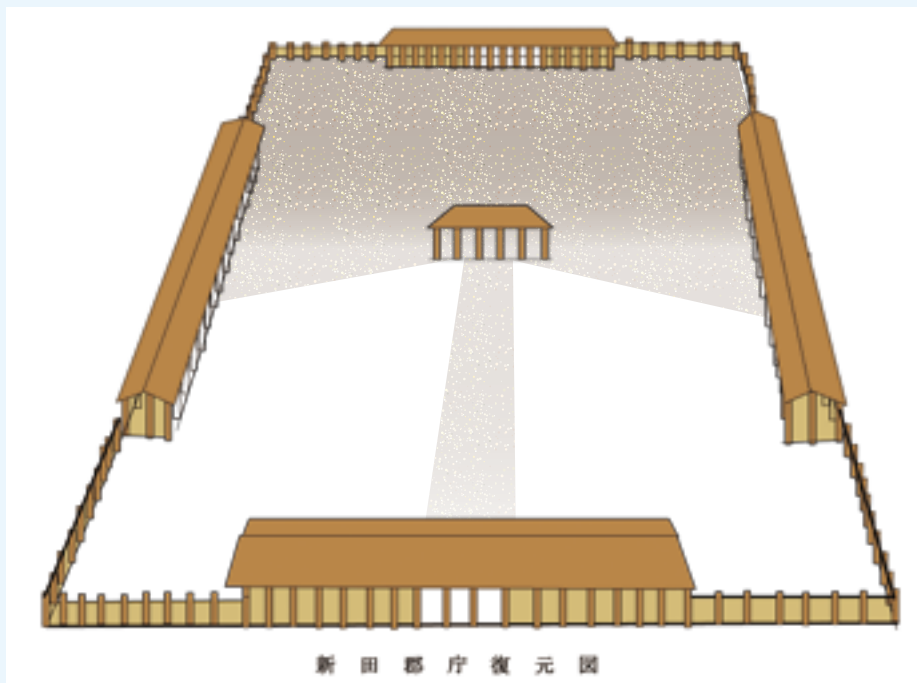
郡司 (郡を治める地方官) が ぎ じ 儀式や せい む 政務を行うところ

「館」(たち)

郡司の しゆくしや 宿舎、じゆんごう 巡行している役人の しゆくはくしせつ 宿泊施設

「厨」(くりや)

郡衙全体の食事の ちやうたつ 調達、役人の しゆくぜんきやうきゆうじよ 食膳供給所



入口には門があるのではないかと予想されます。また、南正面には入口に向かって道路があると思われる。

天良七堂遺跡の周辺

遺跡の周辺では、奈良時代～平安時代の重要な遺跡が数多く発見されています。南方では、東山道駅路と推定される2本の道路（牛堀・矢ノ原ルート、下新田ルート）が発見されています。この道路は、いずれも幅10mを超す大きな道路です。東方では、群馬県でも最も古い寺である寺井廃寺があることがわかっています。西方では、瓦葺の礎石建物跡が発見された入谷遺跡、貴重な唐三彩が出土した境ヶ谷戸遺跡などがあり、この地域が新田郡だけでなく、上野国でも重要な場所であったことがわかっています。



推定東山道駅路（下新田ルート）



推定東山道駅路（牛堀・矢ノ原ルート）



寺井廃寺の軒丸瓦



太田市域と遺跡の位置



唐三彩陶枕（境ヶ谷戸遺跡）



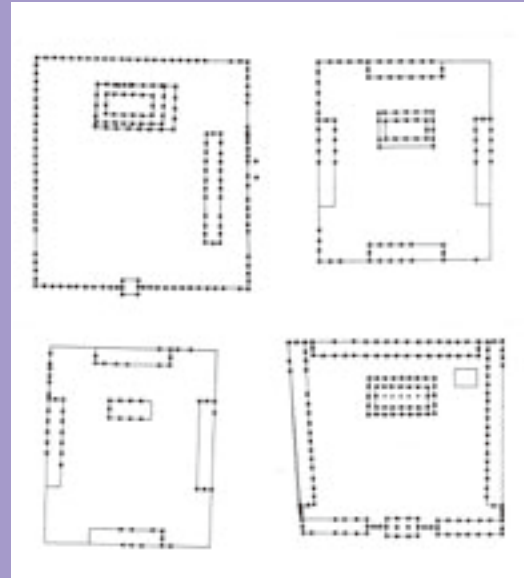
入谷遺跡の礎石建物跡

日本最大の大きさ

一般的な郡庁は四方がおよそ 50m
で囲まれた大きさでした。



新田郡庁は建物の長さが 50m、東西の
幅は約 90m にもおよびます。

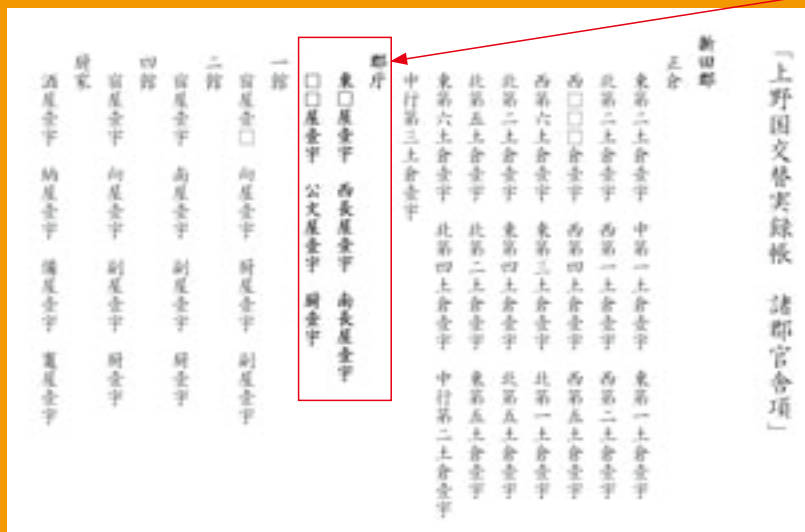


ほかの地域で見つかった郡庁跡 (右側)

文献に書かれていた内容 (上野国交替実録帳)

こうづけのくにこうたいじつろくちょう

新田郡の郡庁の記述には、「東□屋壹宇、西長屋壹宇、南長屋壹宇、□□屋壹宇、公文屋壹宇、厨壹宇」と書かれています。(壹宇はイチウと読み1棟と同じ意味です)ですから今回見つかった長大な建物の配置から「□」に入る文字はたぶん「長」と「北長」だと考えられます。でも、書かれた内容はすでに消失した建物について記録されたものなので、1030年のこの記録と見つかった郡庁(奈良・平安時代700年代以降)との間にはかなりの時間差があります。このため、書かれている内容がいつ頃の新田郡庁なのか、これから十分に調べていかなければならないと考えています。



郡庁
東□屋壹宇 西長屋壹宇 南長屋壹宇
□□屋壹宇 公文屋壹宇 厨壹宇

※「上野国交替実録帳」は、長元3年(1030)、上野国(古代の群馬県)の国司の交替に際して作られた文書の下書きです。当時無くなっていた上野国の郡衙の建物についてくわしく書かれています。

見つけた新田郡庁

写真 見くらべ



H19. 5. 7～5.20	中央部と西側の確認調査	H19. 6.24	第1回	現地説明会
H19. 5.21～6.12	東側と南側の確認調査	H19.11.24	第2回	現地説明会
H19. 6.14～8. 3	確認された柱穴の確認調査	H 20.10. 2	第1回	専門委員会
H19. 8.24～9.28	北側の確認調査	H 20.11.25～H 21. 2.10	第2次調査	
H19.10.11～12.26	空撮に向けた全体調査と埋め戻し	H 21. 1.24	第3回	現地説明会

てみよう 図面

建物配置図



古い建物はやや東にかたむき、新しい建物はほぼ北に向けて建てられています。

西側の建物跡



上空から見た西側調査区（上が北）



北側から見た 1号掘立柱建物跡



柱を乗せた石が確認された柱穴断面



1号掘立柱建物跡の全景

1号掘立柱建物跡は、梁行(はりゆき)2間、桁行(けたゆき)17間の南北棟で、4.8×51mの長大な建物跡です。2号掘立柱建物跡は、梁行2間、桁行16間の南北棟で、5.4×48mの長大な建物跡です。1号掘立柱建物跡の南部では、掘立柱建物跡の西側の延長線上で柵列が確認されました。また、2号掘立柱建物跡の南側には8号掘立柱建物跡があります。これらの建物の後に2号礎石建物跡(東西8m、現存南北7m)が造られたようです。

東側の建物跡



北側から見た建物跡（手前右には石敷きが見られます）



上空から見た東側建物跡（上が北）



柱穴の確認調査風景



柱穴の並びを確認しているところ

3・4号掘立柱建物跡は、梁行(はりゆき)2間、桁行(けたゆき)16間の南北棟で、5.4×48mの長大な建物跡です。ほぼ同じ位置に建て替えられています。3号掘立柱建物跡が古く、4号掘立柱建物跡の方が新しいことがわかっています。また、3号掘立柱建物跡の北側と6号掘立柱建物跡の北東部でも、掘立柱建物跡をつなぐ柵列が確認され、北東の角でつながっていることが確認されました。

南側の建物跡



確認した時の5号掘立柱建物跡（白線は柱の並びを示す）



柱を乗せた石が見つかった柱穴



東から望む5号掘立柱建物跡全景（白線は柱の並びを示す）



現地説明会の様子



5号掘立柱建物跡は、梁行(はりゆき)2間、桁行(けたゆき)15間以上の掘立柱建物跡です。現存で5.4m×45mの長大な建物です。西側がこわされているため、今回の調査で全体の規模をつかむことはできませんでした。

北側の建物跡



東上空から見た北側調査区



西側から見た北側の建物跡



確認した時の柱穴列



6号(黄色)・7号(白)掘立柱建物跡全景(東から)

6・7号掘立柱建物跡は、梁行(はりゆき)2間、桁行(けたゆき)17間の東西棟で、5.4×51 mの長大な建物跡です。6号掘立柱建物跡が古く、7号掘立柱建物跡が新しいことがわかっています。これらの建物の後に3号礎石建物跡(東西11 m、南北8 m)や4号礎石建物跡(現存2間×3間)が造られています。

石敷き

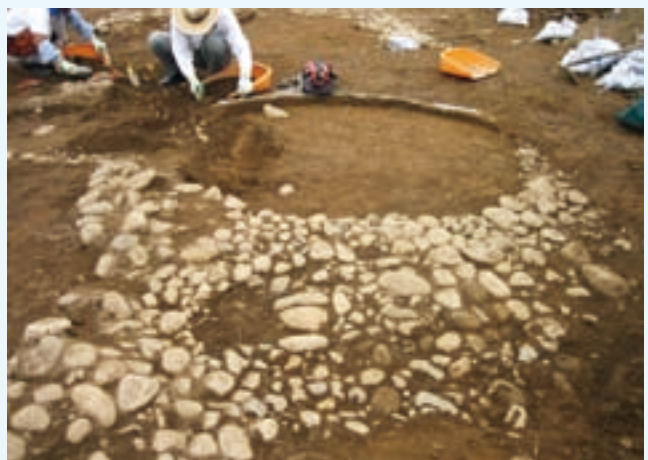
どこまで広がっているのか？
なぜ石敷きをしたのか？



確認された石敷き（北側調査区南北トレンチ）



現れ始めた石敷き（北側調査区）



石敷きの中の柱穴（北側調査区）



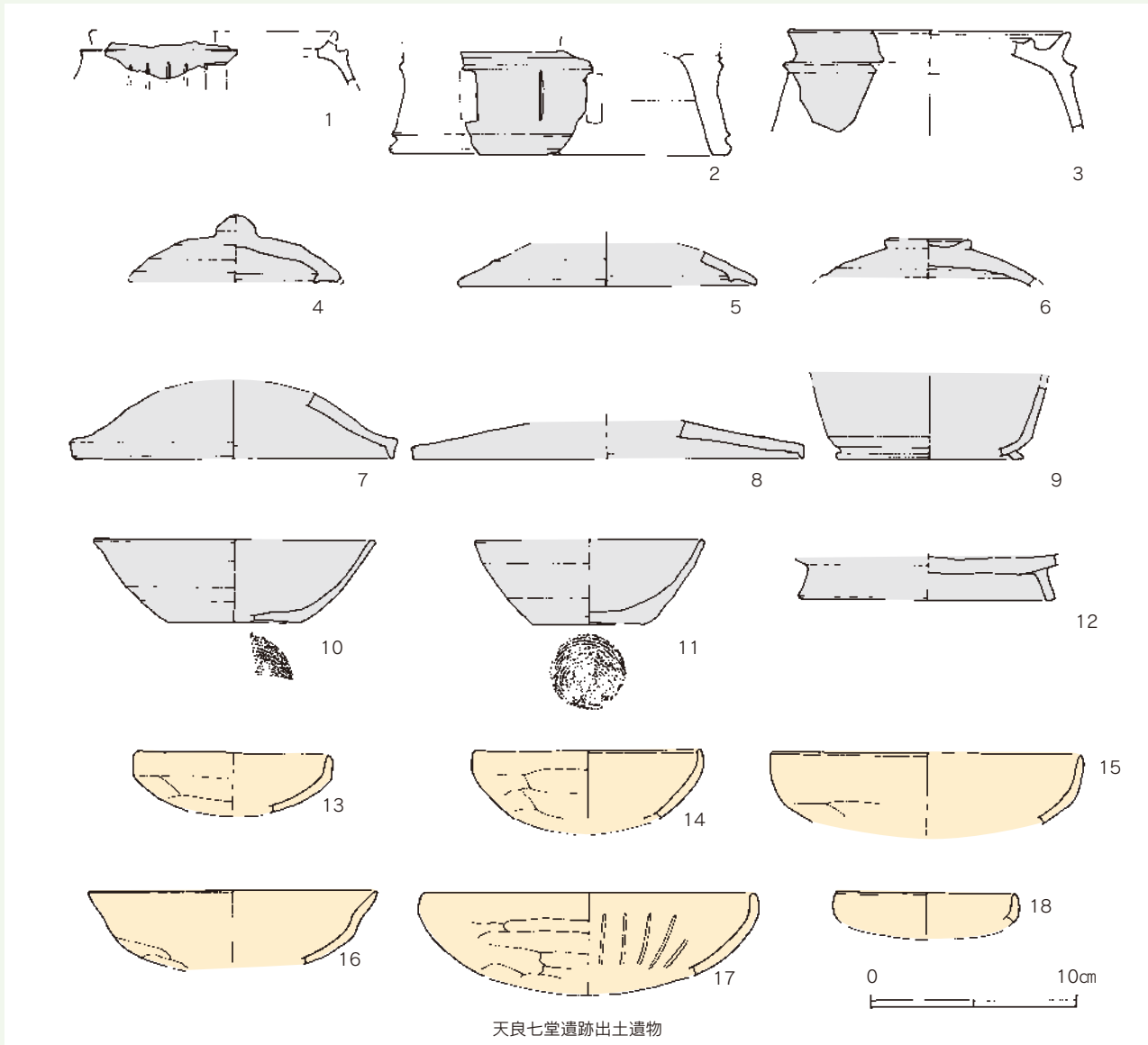
確認された石敷き（西側調査区の東端）



きれいに並べられた石敷き（北側調査区）

6号掘立柱建物跡の南部を中心とした部分では、自然石を敷きつめた石敷き遺構が確認されました。7号掘立柱建物を建てた時に柱の部分だけ石敷きを取り除いていることが確認されています。東側の3号・4号掘立柱建物跡の北東部でも石敷きを確認されているため、かなり広範囲にわたって敷かれているものと思われます。

見つかった遺物



出土した円面碗の破片



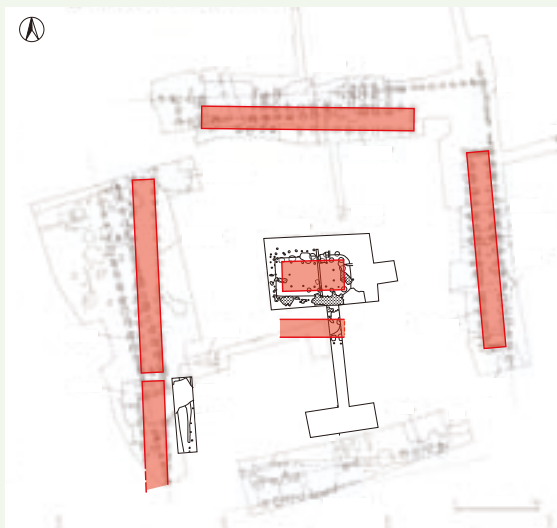
円面碗（すずり）のイメージ図

7世紀後半から9世紀にかけて作られた土器（1～3は円面碗、4～8は須恵器蓋（ふた）、9～12は須恵器坏（つき）、13～18は土師器坏

建物のうつり変わり



第1・第2段階の建物配置



第3・第4段階の建物配置



第5段階の建物配置

郡庁の時期とうつり変わり 平成19年度の調査で全体を確認することができた郡庁内の遺構は、50m前後にも及ぶ長大な掘立柱建物跡が東・西・北に2棟ずつと南に1棟、また、西側調査区の南側にも1棟あるため、合計で8棟になります。これらの建物の新旧関係は、柱穴の形や埋まっている土の違い、また重複関係によって東西南北に建てられている1号・3号・5号・6号掘立柱建物跡が古く、2号・4号・7号・8号掘立柱建物跡が新しい段階の建物であることが確認されています。さらに、各掘立柱建物では、柱穴の形などからほぼ同じ位置で1度建替えがあった事がわかっています。ですから、単純に並べてみると左の図のように最初に第1・第2段階のような遺構配置が行われ、続いて位置をはっきりと変えて第3・第4段階の配置へと替わっていったものと思われます。また、これらの掘立柱建物が使われなくなった後に、正倉に^{たてか}関係する2号・3号・4号礎石建物跡などの倉庫が建てられたと考えられます。出土した遺物は、柱穴という限られた範囲であることと、その上層の数センチしか掘っていないことから、建物についてははっきりとした時期決定はまだできていません。しかし、出土した土器の時代を見ると、7世紀後半から9世紀にかけてのものが多いため、これらの掘立柱建物もほぼこの時代に位置づけられるものと思われます。最低でも4段階の建替えがあることから、この郡庁が長い間にわたって存在していたことは確かです。

第2次調査 太田市教育委員会では、専門委員会を組織し、第2次調査の内容について検討しました。その結果、郡庁の中央部に位置する建物跡の性格を明らかにすることと、南側から入るための通路を確認することとなり、平成20年11月から平成21年2月まで第2次調査を実施しました。この調査により9号掘立柱建物(規模は東西13.5m、南北6.3m)は側柱の掘立柱建物跡で、1号礎石建物跡が建てられる前に建てられていたことがわかりました。さらに、1号礎石建物跡は基壇上に壺地業の跡や礎石の抜き取り痕が側柱の配置で10か所存在する(東西15m、南北7.2m)ことが確認できました。このことから、これらの建物は郡庁に伴う正殿であるこ

中央部の建物跡 1号礎石建物跡は、地面を深く掘り込んで基壇(きだん)を造成した建物であることが確認されました。2次調査により、3×5間の側柱の礎石建物であることが確認され、郡庁の正殿であったことが明らかになりました。当時の礎石もこれを落とし込んだ穴の中から出土しています。また、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられていたこともわかりました。

古代の郡の数に対して見つかった^{ぐんが}郡衙は、全国的に見てもまだまだ少ないのが現状です。郡衙の中で米を収納していた米倉（正倉）は、建てられていた範囲も広く炭化米なども出土しているため、比較的確認しやすい遺構ですが、「郡庁」となると一部の建物が確認されただけではわからない場合が多く、極めて確認しにくい遺構と言えます。ですから、今回見つかった新田郡庁のように、かなり広い範囲で全体を一度に確認できたことは奇跡的なことです。ご協力いただきました地権者の方々をはじめ、この地を守ってきた地元の方々、また関係者一同に対しまして厚く御礼申し上げます。

とが明らかになりました。（建物の時期は、9号掘立柱建物跡が1・2段階、1号礎石建物跡が3・4段階と考えられます）また、正殿の南側では、9号掘立柱建物跡へ直線的に向かう石敷きの通路が確認されました。その他に1号礎石建物跡の南側に前殿と思われる掘立柱建物跡も見つかりました。

今後の調査 第1次の新田郡庁跡の範囲確認調査では、南側の県道足利・伊勢崎線の下を除いておおむねその全体を確定することができました。しかし、郡庁内部の東西南北および中央部の建物以外の部分についてはまだまだ未調査の部分が残されています。さらに、見つかった長大な建物を区画する溝や他にあまり例を見ない石敷き構造をはじめ、南側の門の位置や古代道路とのつながり、なぜこのように大きな郡庁が造られたのかなど、調査・研究によって解明していかななくてはならないことがまだ数多く残されています。第2次調査でも大きな成果が得られましたので、今後も専門的な見解を重視しながら計画的に発掘調査を実施し、積み上げられた多くの疑問を解明していくと共に、この遺跡が日本の貴重な遺産として存続していけるような整備・活用を目指していくつもりです。





- ① 郡庁西側隣接地で確認された正倉群
 - ② 1号礎石建物に使われた礎石（基壇内より取上後）
 - ③ 1号礎石建物に使われた礎石（基壇内検出時）
 - ④ 正殿へと続く石敷き通路（南より）
 - ⑤ 1号礎石建物の礎石配置（北西より）
- ※①は西隣接地での調査、②～⑤は第2次調査